

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 鍵の出張作業を頼んだら想定外の料金に！
- ◆ 注意！！「定期縛りなし」は「定期購入」
- ◆ 「消費生活センター」ひとりで悩まず相談を
- ◆ 経済・金融に関する言葉 ④マネー・ローンダリング
(宮城県金融広報委員会)

2025

4 April
月号

第181号



鍵の出張作業を頼んだら想定外の料金に！

相談事例1

夜、自宅の鍵を紛失したことに気がつき、ネットで見つけた鍵交換業者に連絡すると「通常5千～3万円。最高で5万円」と言われた。作業前に料金を確認したが返事がないまま作業され、作業後約10万円の高額な請求を受けた。(70歳代)

相談事例2

アパートの鍵を紛失し、ネットで探した事業者が開錠を依頼した。サイトには開錠費用が「3千円～8千円」と記載されていた。作業前に費用の説明があったかもしれないが、聴覚などの障害があるのでうまく聞こえず、早く開けてほしい焦りもあって返事をしてしまったかもしれない。請求額は約6万円が高額だ。(30歳代)

★ ひとこと助言 ★

- 鍵の紛失等に気づいたら、まずは慌てず、家族や周りの人に相談しましょう。
- 時間帯や現場の状況により、ネットの広告に表示された料金で依頼出来るとは限りません。焦らず、作業してもらう前に納得できるまで説明を求め、作業内容と料金は必ず書面で確認しましょう。
- 料金や作業内容で納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。
- 緊急時に備え、所有する鍵の種類やメーカーなどを確認し、信頼のおける事業者の情報を調べておくとう安心です。賃貸住宅の場合は大家や管理会社に対応方法を確認しておきましょう。
- 住宅保険でカバーできる場合もあります。保険の内容を確認しましょう。
- 広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合など、事業者とトラブルになった場合は、早めにお住いの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

(消費者ホットライン188)

注意！！「定期縛りなし」は「定期購入」

相談事例 1

「定期縛りなし」のサプリを購入したら定期購入だった。解約したい。

スマートフォンで動画を視聴していたところ、「一粒飲めば痩せる」と宣伝されたサプリの動画広告が表示され興味を持った。事業者のサイトに遷移し、初回お試し価格約900円で「定期縛りなし」と書かれたダイエットサプリを購入した。商品が届き納品書を確認したところ、次回お届け予定日が書かれており、その時初めて定期購入だと分かった。試しに飲んでみて定期購入を改めて注文すると思っており、解約しなければ次も届くとは思っていなかった。解約したい。(50歳代 男性)

相談事例 2

「縛りなし」との SNS 広告を見て育毛剤を注文したところ定期購入だった。

2ヶ月前に SNS アプリを見ていた時に「縛りなし」と表示された特別割引価格の育毛剤の広告が出てきた。興味を持ち広告上の「注文する」ボタンをタップし注文した。商品が届き代金の約1,900円はコンビニ後払いで支払った。

翌月、身に覚えのない荷物が自宅のポストに届いたので、配送業者の店舗へ持って行き受け取り拒否した。しかしその後、後払い決裁業者から約15,000円を請求され、受け取り拒否した荷物は育毛剤の2回目分だったことが分かった。定期購入ではなく、1回限りの注文をしたと思っていたし、2回目に届いた育毛剤は手元にないので支払いに納得できない。(50歳代 女性)

★ アドバイス ★

- 「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではない可能性があります。

全国の消費生活センターには「定期縛りなし」という広告をみた消費者が「1回限り」と思って注文したところ、実は定期購入の契約だったという相談が寄せられています。「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」「いつでも解約できる定期購入」である可能性がありますので契約時には注意が必要です。

- インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。

インターネット通販では注文する際に必ず「最終確認画面（契約条件が記載されている画面）」で定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、2回目以降の代金等の販売条件や、解約の条件を確認しましょう。

上記の表示がなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示だったりした場合は、申込の意思表示を取り消せる場合があります。その際「最終確認画面」のスクリーンショットは証拠になります。

- 「最終確認画面」はスクリーンショットで必ず保存しましょう。

スクリーンショットの方法が分からない場合は、契約している通信事業者や携帯電話ショップ等に問い合わせるか、通信事業者の公式ホームページ等で確認してください。

なお、定期購入の中には、「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが、「最低購入回数の指定のある契約」（「〇回受け取るまで解約できない定期購入」）に誘導される場合があるため、表示は最後までよく確認して契約条件に関する記載は全てスクリーンショットで保存しましょう。不安に思った場合や、トラブルが生じた場合には、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。 ※消費者ホットライン「188(いやや)」

「消費生活センター」ひとりで悩まず相談を

はい、宮城県
消費生活センターです



消費者庁イラスト集より

消費生活センターは、消費者と事業者との間で発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。専門知識を持った消費生活相談員が、具体的な解決策などについてアドバイスします。

● どこに電話して相談すればよいですか？

下記の「消費生活相談窓口」の電話番号におかけください。電子申請による相談もできます。

● 料金はかかりますか？ 秘密は守られますか？

相談は無料ですが、通話料金がかかります。

相談の内容や個人情報など**秘密は守られます**。安心して相談してください。

※相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

4月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
30 休	31 ○	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○
6 休	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○	11 ○	12 ○
13 休	14 ○	15 ○	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○
20 休	21 ○	22 ○	23 ○	24 ○	25 ○	26 ○
27 休	28 ○	29 休	30 ○	5/1 ○	5/2 ○	5/3 休

- 宮城県消費生活センターの4月の相談受付日は左表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝休日、21日（月）の午前中（相談員研修）は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。（市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。）

消費生活相談窓口

消費者ホットライン

ひとりで悩まず まず相談！



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター

☎ 022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎ 0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎ 0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0226-22-7000



電子申請による
消費生活相談は
こちらから

※回答は、消費生活相談員から電話で行います。



©宮城県・
(株)旭プロダク
ション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

経済・金融に関する言葉



④ マネー・ローンダリング

お金や暮らしの知恵を学びましょう！



銀行で口座を作ろうとしたら、身分証やら口座を作る理由やら、色々と確認があって大変だった！
昔はこんなに確認されなかったのに…
面倒だからなんとかならないものか。

金融機関で手続きをした際、このように感じたことはありませんか？

口座を作ろうとした際や、多額の現金を振り込もうとした際に、本人確認書類（免許証等）の提示を求められたり、取引の目的（何のために口座を作るのかなど）を確認されたりする場合があります。

確認される項目が増えると時間がかかるし、記入する用紙も多くなりますので、煩わしく感じてしまうかもしれません。なぜこんなに色々確認が求められるのでしょうか。

マネー・ローンダリング対策と、顧客の預貯金を守るため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で本人確認等が義務付けられています。

ご協力をお願いいたします。



マネー・ローンダリングとは、犯罪によって得た収益を、他人名義の口座へ入金する方法を使って出所が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為です。顧客の口座や預金が犯罪組織に流れたり、マネー・ローンダリングに使われてしまったりすることを防ぐため、金融機関には、本人確認の義務が課せられています。

日本は対策が遅れていると言われていますが、現在、金融機関では、マネロン対策を強化しており、手紙やハガキなどでも顧客情報の定期的な確認を行っています。皆様の大切な預貯金を守るためにも、ご協力をお願いします。



ただし、金融機関を装って、個人情報や口座番号などを聞き出そうとする犯罪（フィッシング詐欺）にはくれぐれもご注意ください。